

占用の場所(その1)

道路局路政課道路利用調整室

(とある日の夕方・・・)

渡邊課長

大野君も来てから二年目になったんだねえ。一年間の慰労も兼ねて、今日は仕事が終わったら食事でも行こうか。

大野係員

本当ですか。ありがとうございます。ついでと言っては何ですが・・・。

渡邊課長

分かっているよ。御馳走しようじゃないか。まあ、あまり高いものは無理だけどね。例の多国籍料理の店にするかな。どうか、大野君。

坂上係員

課長！三年目の私は、誘ってくれないんですか。私も一年間がんばったんですからね。ひいんです。

渡邊課長

当然、誘うつもりでしたよ。坂上さんも一年

坂上係員

間、大野君の指導、ご苦労様でした。あつ、すみませんでした。話を最後まで聞かなくて。

渡邊課長

分かっただら、今ある仕事をさっさとかたづけてないと、おいて行っちゃうぞ。急いで急いで。

坂上係員・大野係員

はい！

(食事が終わって、その帰り道)

坂上係員・大野係員

課長、ごちそうさまでした。

渡邊課長

お粗末様でした。んっ、どうしたんだい、大野君。

大野係員

あそこの交差点ですね、広告を設置したいという相談が来てるんですが・・・。

坂上係員

どんな内容なの？

大野係員

なんか、交差点全体をふさぐような感じで広告塔を建てたいとのことなんです。

坂上係員

交差点全部？

渡邊課長

まあまあ、今日は、楽しい食事会だったし、こんな場所では、ちゃんと話も聞けないだろ。大野君も明日、ちゃんと坂上さんに相談したらどうか？

坂上係員

明日ちゃんと相談に来るのよ。分かった大野君。

大野係員

(何か、張り切っている・・・)分かりました。明日相談します。

(次の日)

大野係員

おはようございます。

渡邊課長

おはよう。

大野係員

あつ、坂上さん、おは……。

坂上係員

待ってたわよ、大野君！ 昨日の話の続き！

大野係員

はい（目が燃えてる……）。えっと、昨日、交差点で広告塔を建てたいと言う相談があったところまで話しましたよね。それも交差点を全て覆うような形で。

坂上係員

それは、昨日聞いたわ。それで大野君は、どう考えているの？

大野係員

まずは、道路法第三十二条第一号の広告塔には該当すると思っています。そうすると路上広告物の占用許可基準によって、道路が交差する場所や連結する場所は、路上広告物の禁止場所になりますから、占用できないことになります。それで断ろうと思っています。

指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について（昭和四十四年八月二十日付け建設省道政発第五十二号）

坂上係員

いいところまで行っているわね。でも、もう

ちよつと考えてみて。

大野係員

色々な通達を見たんですが……。

坂上係員

しょうがないわね。ヒントをあげるわ。いい？ 道路法第三十三条第一項は「政令で定める基準に適合する場合に限り」道路管理者は占用許可を与えることができる」とされているよ。関係政令はちゃんと見たの？

大野係員

そっか、基本に帰れと言うことですね。すいません。早速見てみます。

坂上係員

初歩よ、初歩！（まだまだだね。この子も）

（しばらくして）

大野係員

ありました。道路法施行令第十条第二項ですね。

道路法施行令

第十条（略）

2 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には、占用物件を設けてはならない。ただし、電線及び電柱については、この限りでない。

坂上係員

正解よ。この場合、占用を予定している場所が道路の交差点を予定してことになるから、道路施行令第十条第二項の規定に抵触するので、占用許可できないことになるの。

（この項続く）